

Title	資本家の覚醒
Sub Title	
Author	松本, 芳夫
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.100- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本家の覺醒

松本 芳夫

昨年十一月號の三田評論誌上において、「少數派の勢力」なる一章を紹介したるヴァンダーリップの「戦後の歐洲」(What Happened to Europe) から、更に他の一章を紹介する。最近労働問題は、日本の社會においても最も重大なものの一つとして論議されるに至つた。けれどもこれに對する資本家乃至政府局者の意見態度には、首肯し難き點が甚だ多い。ことに彼等の態度と次に紹介する英國資本家のそれとの間に存する運底の余りに甚しきに驚かざるを得ないのである。勿論これは兩者の經濟狀態の相違に基くは事實であるけれども、更に兩者の人生觀上の相違にあることを認めねばならぬ。而して一切の改造の根據を心靈の改造に置かねばならぬ以上、労働問題解決の如きし、資本家並びに労働者兩者の心靈の改造より始むべきである。この點において次ぎの英國資本家の態度の如きは、現時の日本一般資本家をして大いに反省せしむるに足るであらう。

英國資本家の態度の變化して自由になつたこ

見を概説してみたい。まづ吾々が承認せねばならぬ五大原則がある。その第一は最低賃銀制である。もし、労働が商品でなく、商品として最早や取扱はるべきものでないことを知るならば、國家の法律において相當の最低賃銀を規定することの正當であることを知るであらう。而してこの最低賃銀とは、普通の人間が結婚をなし、家族を養育し、不慮の事變に對する相當の餘剩額を残し得る賃銀を意味するのである。余はあらゆる産業に關して商務局が準則を設定すべきであると思ふ。そしてそれは來るべき五年間において設定されるだらうと思ふ。それをこまかい所まですつかり作り上げることは、經驗と實驗との問題であるけれども、五年間において、假令形にあらはすことができぬにしても、とにかく原則を設け、而して理論上この原則を産業生活の種々の状態に適用して、結局、

とは、余の極めて重大なるものとして喫驚するところである。これを説明するには、余が第一流の某資本家となした會見談を記憶するまゝに述べるのが、恐らく最もいい方法であらう。この紳士はその生涯を通じて、多くの労働者團體に關し博い經驗を有してゐる。その労働問題についての意見は非常に興味あるもので、所論は大要次の如くであつた。

「戦争の意義を豫知するものは誰もなかつた。ことに戦争が社會的革命を、人間の精神的活動の革命を、並びに人類相互の關係を尊重する見解の變化を意味しつゝあつたことを豫知したものは、恐らく一人もないであらう。しかし今吾々は、すでに完成されたる産業革命をもつて戦争から出んどしつゝあることを漸く知るやうになつたのである。

「余は労働對社會の關係について、余自身の意

自己の本分をつくし得る普通の人間が、すべて期待し得るところの一定の最低賃銀に到達し得る道程に至らねばならぬ。

「基本賃銀の如何なるものかを理解した以上は、それを眞に最低賃銀とみねばならぬので、それを一般賃銀額とみてはならない。特殊の熟練若くは特殊の産業に對する報酬如何といふことは、市場の掛引に十分任していいと思ふ。それ故最高賃銀を決定せんとするのは、非常な誤りである。それはすべての進歩を阻害する。特殊な技能や氣力を有するもの、或は勤勉なるものを保護するために、この基本的賃銀以上を支拂ひ得る自由が、資本家に與へられねばならぬ。余は食糧生産事業に従事してゐるが、余の工場においては、男子に對する現在の最低賃銀は一週五十五志である。

「或は言ふかも知れぬ。外國との競争のため若

くは其他の理由により、最低賃銀を支拂ふ能はざる産業が存在することがあらうと。公平に調べてみて、もしそれが實際であつたとすれば、それに對して『産業を棄てつちまへ』と答ふればいい。もし産業が、存立し能はざる經濟的基礎に立ち、又余の概説したる生活標準に對する根本的必要に相應しき賃銀を支拂ふ能はざる經濟的基礎に立つのならば、かかる産業の消滅するのが國家にとつて幸である。

「第二の重要點は時間問題である。余自身は、一週四十八時間が恐らく正當であらうと信ずる。しかし現在余の關係せる産業においては一週四十四時間である。その時間を如何に分割するかは、これを勞働者に任してあるが、彼等は仕事を四日間九時間づつ、一日は八時間に分けて、土曜日は全然自由にしてある。しかしこの分割は良くないと思ふ。これによつて短時日

の仕事の利益と、その短時日の仕事から生ずる良好な生産の利益とを失ふのである。それで時間の配當は、五日間八時間づつ、土曜日四時間とすべきであると思ふ。しかし勞働者の考は余の考とは相違してゐる。吾々は勞働者をして五日間に一週間の仕事全部をなさしむる方法には賛同できぬけれども、とにかく實驗をしてゐるのである。

「第三は、勞働者に對して失業保險が與へられねばならぬことである。しかしこれは現在英國において行はれてゐるが如き方法によつて完成されるものではなく、勞働者と資本家との出資によつてなれる失業保險基金によつて完成すべきである。英國の失業状態は、或點において合衆國の失業状態と全く異つてゐる。即ち英國においては勞働の大移動といふことは名義上存しない。例へば吾々の工場においては、三千人

の少女を雇用してゐるが、これらの雇用人の平均喪失は一年三百人以下である。吾々の經驗によると、彼等が工場に雇はれる時は無經驗者である。そして婦人は結婚するまで留つてゐる。

「失業の状態も産業の異なるに従つて異り、又同じ産業においても、時期の相違によつて非常に異なるであらう。かかる事情により、一方においては専ら被雇人と雇人との出資によつて相當の保險基金が作られねばならぬけれども、又産業と國家とが協調をして責任を普及せしめ、而して各産業をしてその産業内のすべての失業に對し全責任を帯びしむることのなきやうにしなければならぬと信ずる。現在の失業支出金はあまり多額ではないけれども、勞働者と資本家とが基金に捐金しない時に耐へ忍はねばならぬ額よりは多いのである。

「現在吾々の大いに憂へて居るところは、失業

者の數であるが、しかしそれはあまりたいした多數ではない。而して失業によつて生じたる結果は、失業の強行せられてゐる時期において、國民の良心が個人に對する責任を覺醒したといふこと、そしてかかる責任感によつて、失業者の數が始めて明かに吾々に知られるやうになつたといふことである。従來も失業は殆んど常に生じたのであるけれども、吾々はその失業の範圍を知ることができず、失業者に對して國民的責任を感じなかつたのである。戦前の數年間は、平均して失業は勞働人員の五パーセントであつて、その失業の大部分は、勞働者の如何ともなし得ざる窮境に基いてゐた。失業者に對して何の用意もなき失業状態は、従來吾々が明かに理解しなかつた方法で、全産業状態に反應するのである。勞働人員の五パーセントの失業者を有し、而もその失業者を救濟すべき手段を有しな

いならば、あらゆる産業は消費的需要の不足を感ずるのである。しかるにもし完全な一般失業保険が存在するならば、社會の失業者の割合が、依然産業の生産品に對して有勢な需要を促す位置にあるであらう。従つて相當の失業保険組織が實際の失業を減ずるに至ることは明かである。この問題全體についてなされたる最もいい研究は、サー・ウイリヤム・ペーベリッヂの「失業」といふ書である。もし労働者と資本家と國家とが、あらゆる労働者に對して各一週間六ペンスを出資するならば、失業保険として各労働者に對し、少くとも一週二十五シリングを支給することができる。

「余は最も重大なる或る結果が、完全な失業保険計畫から生ずると信ずる。失業者を相當に保護するには、多額の金を要することを知る以上、吾々は失業調節に大いに努力したい。

産業から選出してきて、相會合して問題を論せしめてゐる。この會合は餘り簡單でなく、又形式的のものではないので、問題の中心を得るに失敗するけれども、この會合はかくの如き労働者との關係によつて、彼等の心事を實際に知り得る評議である。余は田舎の旅館に宿つて、この週末會議を労働代表者の大團體と共にするのが常である。而してその結果は最も良好であつた。

「第五の最後の階段は、労働をして事業の利益に實際にあづからしむることであつて、これは資本主義的の制度をして革命の危険から脱かれしめる最低の價格である。労働の利益と資本の利益とが相一致するとの意味の説が甚だ多いけれども、それは全然空言である。労働の利益と資本の利益とは一致するものではない。資本と労働との分離において労働の收得し得らるるもの

「第四は、労働者の産業支配を一層増大せしむることである。英國の労働者は、最早や賃銀奴隸として存在するを欲しないと決心してゐる。彼等はその従事せる事業の工業的部分の經營に關與せんことを欲し、而してそれを恩惠として受くるにあらずして、權利として得けんことを欲してゐる。

「余は、労働者が産業に關して何を欲するかといふ彼等の心事を正當に理解したいとねがつてゐる。労働爭議の實際の舞臺において、單に労働者と反對の椅子に腰をかけてゐるのみでは、彼等の心事を理解することはできない。それで余は單に余自身の經營せる産業に従事せる人々のみならず、一般労働者に接せんことを大いにつとめてゐる。余は週の終りに労働代表者と相會し、人と人との關係の如き問題について相論じてゐる。而して余はこの労働代表者を各種の

をすべて得んとするのが労働の當然の目的であつて、これは資本と労働との利益の分離において、資本の收得し得らるるものを一切得んとするのが、資本の目的であるのと同である。實に産業をして破産せしむるに至るほど、労働の利益と資本の利益とが相反するのである。それ故産業の利益を労働と資本とに如何に分配するかといふことは、あらゆる問題中の最も困難なるものである。

「余自身の意見では次の如き方法で處理したい。先づ産業の純益に對して、二つの明確な要求代價がある。即ち(一)労働に對して、生活し得らるる賃銀を支拂ひ、(二)資本に對して最低の利得を得させるのである。かくて労働が基本的賃銀を受け、資本が最低の利得を得たる後は、一切の利益はこれを資本労働の兩者に分配すべきであつて、余の意見ではそれは平等に分配せ

られねばならぬ。

「もし現在の社會制度を救ふべきであるならば、吾々はこの方面について或る解決的方案に達せねばならぬといふことが明かである故、余は慎重にこの問題を研究してゐるのである。勞資協調の全範圍における困難の一は、産業の所有主及び管理者が自分の日常の事務に夢中になつて、問題を實際科學的に研究するの時間を有しないといふことである。余はこれを知るが故に、最も有能なる知人の一人で、經驗のひろい、知力のすぐれた法律家を雇つた。彼は今余自身の事業におけるこの特殊問題の研究に、すべての時間を費してゐる。

「現在の社會制度を救ふべきであるならば、余のここに指示したる如き純然たる讓歩をなさねばならぬと、余は深く信じてゐる。余は最近サ・ロバート・ホーンと對談して彼れに告げた。

よりも、むしろ監督に對してあることを知つた。勞働者は、監督が往々口喧屋であること、監督の選まれ方の良くないこと、監督が指導の方法を知らぬ人々からとられてゐること、彼等が指導せずして驅使によつて効果を收めんとしてゐることを感じてゐる。余はこの意見の正當なることにいたく感じたので、余の關係せる産業においては、先づ勞働會議、即ち勞働代表者に監督の氏名を呈示せずして、監督を任命することはしない。吾々は任命せんと欲する監督の氏名を呈示して、勞働代表者がそれに對して何といふかをきき、その忠言を傾聴する。勿論最後の決定は常に吾々にあるのであるけれども、吾々は勞働者自身の言に多くの注意を拂つてゐる。

「勞働者の欲するものは、ホワイトレイ委員會報告以上の遙かに進んだ或物である。彼等は産業の技術的狀態の實際の支配を欲し、その支配

『君は一時的手段を求めてゐるのですか？ たゞ一時的手段を求め、單なる姑息手段を欲してゐるとすれば、君は失敗しますよ。君に勸告したいことは、最も強固な勅任委員を任命して、多くの述べた五原則の最後の二點、即ち産業支配における勞働者の關與と勞働をして事業の實際の利益にあづかり得せしめる方法を審議せしむることです。ぼくは委員が資本勞働兩者の最も有力なる代表者よりならんことを望み、又委員法の決定されんことを希望します。』

「余の指示したる勞働に對する讓歩をなすための計畫を行ふ場合、勞働の自由を保證することに留意せねばならぬ。勞働者が一産業から他の産業に、一雇用から他の雇用に自由に轉職し得るといふことは、勞働者にとつての大なる財産である。

「余は勞働者の不平が、産業の管理者に對して

が所有主と同等ならんことを欲してゐる。

「余の友人で、この社會問題に深甚の興味をもち、勞働の要求に公平に當らんとする余の意向と願望とをよく知れる人が、最近余の工場を訪れた。可なり根本的に視察を遂げたる後、余の友人は工場における勞働者の間におびたゞしき不安のあるに喫驚した。友人はこの不安の原因をさぐつて、終に「監督」といふ一言の中に、すべての困難をこめてしまつた。

「産業の實際の所有主の考が如何に自由であらうが、又所有主がすべての勞働に對して満足できる境遇をつくらんことを如何に望まうが、監督の冷酷のために吾々が妨げられてゐたことがわかつた。それで吾々はかかる狀態の改善にとどめた。吾々は監督に對して講義を始め、百二十人の監督のために週末學校を設けて、彼等に狀態の諸相について講義した。彼等の或

者は、二十年間の工場の経験よりも、この會合の一においてより多くの監督法を習ひ得たと吾々は語つた。吾々は労働者をして素直に語り得る自由を感せしめんがために、他の産業から労働代表者をとり、彼等をして労働者の見解から監督について語らしめた。この結果、監督の態度が著しく改善され、ついで労働者の態度が改善された。しかし實際の方面においては、吾々が管理をしてゐるのだと信ずる。吾々は労働者の願望に餘りに重きを置くといふ誤りをしてゐない。産業に無政府状態を起さしめてはならない。労働者はよく彼等自身の見解に誤ることがある。けれどもかういふことがわかる。もし労働者が自己の關係せる産業状態に發言權を有することを感ずるならば、他から課せられる規則よりも一層有効な規則を、彼等自身で發達せしむるであらう。人々は專制政治より許され

なかつた支配状態を、民主主義から得るであらう。

「今日の状態においては、産業の所有主はその收得してゐる純益に關して労働者に言明しやうとはしない。けれども産業の財政状態の素直な言明が、もしそれが労働者によつて信せらるるならば、賃銀を低廉にする方法、若くは産業を増大ならしむる方法いづれかの協力を生むに至る時がある。例へばダンヂーの黄麻工業を見よ。戦前の状態において、印度における生産費よりも一噸六磅の高價で生産し得られたものが、今日においては印度で生産するよりも、ダンヂーの方が一噸十八磅の高價になつてゐる。而してその結果は、この工業のみで四萬五千人の人々が失業に陥つたのである。もし彼等が工業の財政状態を明かに理解したのなら、彼等の協力はそれを救ひ得なければならなかつたのである。

しかるに困難は、彼等が賃銀値上げのためにストライキをしたる時、もし彼等の要求通りの増額が承認さるるならば、工業は閉鎖の止むなきに至るであらうとのことを度々さかされたことである。かくてストライキの武器によつて彼等は増額を強要した。而も工業はいつもの如く運轉して行つた。従つて賃銀増額を支拂ひ得ざる工業の言明に對して、常に労働者が、『あなたは以前にもさう言つたけれども、吾々は賃銀値上げを得、あなたは又從來の如く運轉して行つた』と言つて答へるのは、不自然でないのである。

「もし労働者がよりよき分配を強要するならば、その結果資本は國內から去つてしまふだらうといふ主張が屢々なされる。多くの人々は余の考へてゐるやうな利益分配の方法が實行さるるならば、資本が他國に流動して「産業が破壊さるるだらうと信じてゐる。しかし余はかく信

じない。例へば、現在十四パーセントの利益をあげてゐる産業をとれ、もし労働者と協定をして投資された資本に對し六パーセント支拂ふたとすれば、その殘餘は資本と労働とに分配さるのである。この協定において、資本は十パーセントを得るわけであるが、しかしそれは短時間の間だけであつて、結局以前の如く十四パーセントの利益、否二十パーセントの利益を得、そしてそれは労働者も満足して分配したる資本の分前となるだらうと思ふ。

「今日國家の頭腦は疲れてゐる。約七千人を雇用せる工場においては、仕事は恐らく百人足らずの頭腦で指導されてゐる。しかしもし七千人全體の精神が産業問題に従事するが如き協調がつくり得らるるならば、又すべての労働者が少くともこの問題の或る部分を聰明に理解し、彼等が自己の労働境遇に満足することによつて

すべてが喜んで勢力と精神とを産業の福利のため
に注ぎ、そして事業の結果に對し正しき關係
を有することを感ずるならば、資本にとつても
勞働にとつても利益は現行制度のもたらし得る
ものより遙かに大であらう。先づ産業生活をし
てかかる境遇に適應せしむる國家は、又産業的
人民の肉體並びに精神を、そのなされるべき仕事
に注ぎ入れる國家は、他の國民よりも遙かに進
歩して、人々は、社會が現行制度に耐へ得るこ
とを怪むほごになるであらう。

「勞働者の側に不満の存するかぎり、産業に充
分の生産の起り得やう筈がない。水流はホイ
トレイ委員會報告の所論よりも更に深く流れて
ゐる。全國民の頭腦を改造せよ。人々をして勞
働境遇に満足してゆける産業に従事せしめよ。
しからは吾々は實際産業界に革命を起すであら
う。しかもその革命は從來得たことのないやう

な有利な結果をもたらずであらう。」

勞働組合の歸趣

野村 兼太郎

あらゆる人類はすべて自己の天賦の才能を充
分に發揮することを其の理想とする。換言すれ
ば各人は完全に自己を主張することを必要とす
る。故にある一つの階級が自己を充分に主張せ
んが爲めに他の階級の自己主張を全然抑壓する
やうなことがあれば、後の階級即ち自己の天資
を充分に發達させることの出来ない階級に屬す
る者は彼等自身の自我の覺醒と共に前者に對し
て叛旗を翻さざるを得ない。そは人類として當
然の行動である。即ち如何なる者も少くとも其

の天賦の才能を發揮すべき機會は平等に與へら
れねばならぬ。勿論彼等各個人の才能は優劣淺
深互に相異つて居る。故にすべての者は平等な
りと思惟することは出来ない。唯淺ければ淺い
なりに各自の才能を發揚すべき機會だけは公平
に與へられなければならない。即ち各人は人格の
自由を保持し、各々最も適せりと思惟する途を
選擇する機會を有すべきである。然るに現在に
於て斯の如き自由を有せぬ階級として勞働者階
級がある。即ち前述せる後の階級に屬する者で
あつて、當然前者——現在にあつては資本家階
級に對して叛旗を擧ぐべき筈のものである。而
して斯の如き闘争の手段として資本家に對して
勞働者の自由平等の特權を保持せんが爲めに、
こゝに勞働組合なるものを組織するに至る。勞
働組合の當面の目的が雇傭條件の維持若しくは
之が改善であるにしても、例へば實際問題とし

て勞働時間の短縮、賃銀の値上げ等を説へるこ
とが直接の目的であるにしても、若しそれが前
述の状態を改良することが出來ず、依然として
自己主張の自由が與へられないとするなら、勞
働組合は完全に其の目的を果たしたとは云はれ
ない。

我が國に於ては未だ公然と勞働組合を認可し
て居ない。恐らく近き將來に於て許容されるこ
とと思ふ。然し乍ら斯の如きはこゝの問題では
ない。勞働組合の當否は現在に於ては問題では
ないのである。こゝに論せんと欲する所のもの
は、現在歐米諸國に於て發達せる勞働組合は如
何なる歸趣を有すべきであるか。少くとも若し
勞働組合にして上述せる目的を有するものとす
るならば、如何に發展すべきやに就てある。
斯の如き議論は當然人生の意義如何の問題と密
接なる關係を持つ。然し乍らこゝには先づ唯當